

# 道産水産物のPRと連携した外国人観光客等の誘致促進業務 公募型企画競争提案説明書

## 1 業務名

道産水産物のPRと連携した外国人観光客等の誘致促進業務

## 2 業務の目的

令和5年8月24日より、東京電力福島第1原子力発電所からのALPS処理水の海洋放出が開始されたことをきっかけとして、中国が原産地を日本とする水産物の輸入を全面的に停止したことから、ホテルや旅館で提供される魚介類の安全に対する風評被害による、観光地としてのイメージダウン等の観光業への影響が懸念される。

観光業は札幌市の重要な産業の一つであるが、これから観光閑散期である冬季間を迎える中、冬季の入込が多い外国人観光客の減少は観光関連事業者にとって非常に大きな打撃となる。このため、欧米豪・東南アジア・台湾等の海外市場等に向けて、札幌の観光名所やさまざまな観光コンテンツなどに関するさらなる広告展開を行うことにより、市内への誘客促進効果を一層高めることを目的とする。

加えて、現在北海道では、道産・国産水産物の消費拡大・安全性PRを集中的に行い、誘客促進につなげることを目的とした「ホテルで、旅館で、食べて応援！北海道」キャンペーンを実施している。同キャンペーンと連携して、ホタテをはじめとした北海道産水産物の美味しさや安全性をPRすることにより、風評被害の影響を最小限にとどめ、さらなる誘客促進につなげることも目的とする。

## 3 契約概要

### (1) 契約方法

公募型企画競争により選定された委託候補業者との随意契約

### (2) 公開日

令和5年11月6日（月）

### (3) 履行期間

契約締結日から令和6年3月15日（金）まで

## 4 予算規模（契約限度額）

14,700,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む）

※本業務について上記金額内での提案を募集するものであり、契約予定額ではありません。

## 5 業務内容

別紙「仕様書」のとおり。なお、仕様書の内容は契約候補者との協議の中で変更する場合があります。

## 6 企画提案を求める事項

以下の項目を盛り込み、別紙仕様書に記載の内容を満たす提案をすること。仕様書に記載の実施すべき内容と同等以上の成果を得られる場合は、項目等を一部変更した提案も認める。

- (1) 業務全体の遂行能力
  - ・本業務全体の目的・趣旨を理解し、目的の達成に向けた企画提案を行うこと。
- (2) 外国人観光客等に向けた札幌観光のPR
  - 以下の項目を盛り込み、札幌観光及び道産水産物の魅力発信のほか、観光客誘客につながる高い広告効果を獲得するための具体的な提案を行うこと。また、内容や手法がターゲットに響くと見込む理由も併せて示すこと。
    - ・インフルエンサー招聘及び動画制作によるPRの全体像
    - ・発信する具体的内容・コンテンツ・情報
    - ・本業務で使用する具体の媒体・手法
    - ・本業務に関する効果（リーチ数、エンゲージメント数、再生回数等）の見込
- (3) PRイベントの企画・運営
  - ・業務の実施体制及びスケジュールを示すこと。
- (4) ランディングページの制作・運営
  - ・「ホテルで、旅館で、食べて応援！北海道」キャンペーン参加施設の利用促進につながる具体的な提案を行うこと。
- (5) 過去の業務実績・適正な実施体制
  - ・類似業務の実績及び本業務全体のスケジュールを含む執行体制を示すこと。
  - ・業務の実施に必要な経費の総額、内訳を明らかにした見積を示すこと。
- (6) SDGsへの配慮
  - ・本業務の実施にあたり、SDGsにどのように配慮するのか示すこと。

## 7 参加資格要件

札幌市の競争入札参加資格者名簿に登録されており、かつ、次に掲げる(1)～(3)の要件を満たすものであること。

ただし、札幌市の競争入札資格者名簿に登録されていないものであっても、次に掲げる(1)～(3)の全ての要件を満たしている場合は、下表に定める必要書面の提出を行うことで、参加の申込を行うことができる。なお、これらの書面は参加申込書と同時に提出するものとする。

- (1) 本公募型企画競争において、事業協同組合等の組合と当該組合員とが同時に参加していないこと
- (2) 会社更生法による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法による再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定後の者は除く）等経営状態が著しく不健全な者でないこと。
- (3) 札幌市の競争入札参加停止等措置要領等の規定に基づき参加停止の措置を受けて

いないこと。

<札幌市の競争入札資格者名簿に登録されていないものが提出する書面>

提出書面	備考
ア 申出書	(様式3)
イ 登記事項証明書	※登記は現在事項証明または全部事項証明 (写し可) ※参加申込書の提出日から3か月前の日以降に発行されたもの
ウ 財務諸表(直前2期分)	貸借対照表、損益計算書
エ 納税証明書 (市区町村税)	※本店(契約権限を委任する場合は受任先)の所在地の市区町村が発行するもの(写し可) ※参加申込書の提出日から3か月前の日以降に発行されたもの
オ 納税証明書 (消費税・地方消費税)	※未納がない旨の証明書(その3の3)(写し可) ※参加申込書の提出日から3か月前の日以降に発行されたもの

## 8 参加手続きに関する事項

### (1) 日程

企画提案の公募開始	令和5年11月6日(月)
質問受付期限	令和5年11月8日(水)12時必着
企画提案書等提出期限	令和5年11月13日(月)10時必着
実施委員会(ヒアリング)	令和5年11月14日(火)【予定】
提案者への選定結果の通知	令和5年11月中旬
契約締結	令和5年11月中旬

### (2) 提出書類

下記の提出書類を、上記(1)の提出期限までに、札幌市観光・MICE推進部観光・MICE推進課へ持参または郵送(書留郵便等配達状況を確認できるものに限る)により提出すること。なお、電子メール、FAXでは受付しない。

- ア 参加申込書(様式1) 1部
- イ 企画提案書及び参考見積書(様式自由、A4、両面使用)
  - ・表紙に提案者の団体名称を記載したもの 3部
  - ・提案者の団体名称が記載されていないもの 10部
- ウ 上記イのPDFデータ(CDまたはDVD) 1部

### (3) その他の留意事項

- ア 申込書類の作成・提出に係る費用は申込者の負担とする。
- イ 申込書類に虚偽があった場合は失格とする。

- ウ 提出のあった申込書類は返却しない。
- エ 同一の申込者からの複数の企画提案書の提出は認めない。
- オ 審査の公正を期すため、企画提案書には、会社名、住所、ロゴマークなど、企画競争参加者を特定できる表示を付さないこと。

(4) 質問の受付及び回答

企画提案を行うにあたり質問がある場合は、質問受付期間内に、所定の書面（様式2）に質問の要旨を簡潔に記入し、電子メールで送信するものとする。

ア 質問受付期限

令和5年11月8日（水）12時必着

イ 質問に対する回答

質問を受けた場合は質問者に随時回答するとともに、企画提案を募集する上で広く周知すべきと判断されるものについては、質問の内容を札幌市ホームページで公表する。

ウ 送付先電子メールアドレス

kanko@city.sapporo.jp

※メールのタイトルは「(団体名)【道産水産物のPRと連携した外国人観光客等の誘致促進業務】質問書」とする。

## 9 選定方法

道産水産物のPRと連携した外国人観光客等の誘致促進業務公募型企画競争実施委員会（以下「実施委員会」という。）において、別添「評価項目及び評価基準表」により総合的に審査し、最も優れた企画提案者を契約候補者として選定する。

(1) 参加資格の審査及び結果の通知

「7 参加資格要件」に基づき審査を行い、提案者に審査結果を通知する。

(2) 実施委員会によるヒアリングの実施

企画提案者に対してヒアリングを行い、契約候補者を選定する。ヒアリングの実施にあたっては、次のとおり行うものとする。

ア 提案者側の出席者は最大3名までとする。

イ ヒアリングは、1企画提案あたり30分（企画提案書に基づくプレゼンテーション15分、質疑応答15分）を想定し、順次個別に行うものとする。

(3) その他

ア 提案者の数によっては、一次審査（書類選考）を行う場合がある。

イ 評価の結果は、提案者全員に文書により通知する。

ウ 合計評価点の最低基準点を60点（満点の6割）と定め、最低基準点に満たない場合は契約候補者とししない。

エ 提案者が1者となった場合、最低基準点を超えた場合のみ契約候補者として選定する。

オ 実施委員会による採点が同点の場合、委員全員の協議により契約候補者を選定する。

## 10 契約

本業務の実際の業務内容は、企画提案書に基づき、委託者と契約候補者による協議により決定する。企画提案書の内容がそのまま実際の業務内容とはならないことに留意すること。また、契約候補者が「7 参加資格要件」のいずれかに該当しないこととなった場合、契約を締結しないことがある。契約候補者との交渉が不調に終わった場合、実施委員会において次点とされた者と交渉する場合がある。

なお、契約は実施主体と締結するものとし、その手続きは、札幌市契約規則を適用する。

## 11 参加資格の喪失

企画提案者が参加資格を有することを確認したときから審査が確定するまで（契約候補者にあつては契約を締結するまで）の間に、次のいずれかに該当したときは、提出された企画提案に関する評価は行わず、又は、契約候補者としての選定を取り消すこととなる。

- (1) 参加資格を満たしていないことが判明し、又は満たさないこととなったとき
- (2) 提案書類に重大な不備や虚偽の記載をしたことが判明したとき
- (3) 不正な利益を図る目的で実施委員会の委員等と接触し、又は、利害関係を有することとなったとき

## 12 失格事項

以下のいずれかに該当したものは失格とする。

- (1) 提出書類の提出期間、提出場所、提出方法、記載方法等が、本提案説明書及び各様式にて定めた内容に適合しなかった者
- (2) 審査の公平性を害する行為をおこなった者
- (3) その他、本提案説明書等に定める手続き、方法等を順守しない者

## 13 参加資格等についての申立て

本企画競争において参加資格を満たさない、又は満たさないこととなった等の通知を受けた日の翌日から起算して10日（札幌市の休日を定める条例で規定する休日を除く。）以内にその理由等について書面により求めることができる。

## 14 評価についての申立て

企画提案者は自らの評価に疑義があるときは、選定結果に係る通知を受けた日の翌日から起算して3日（札幌市の休日を定める条例で規定する休日を除く。）以内に、自らの評価について書面により疑義の申し立てを行うことができる。

## 15 企画提案の著作権等に関する事項

- (1) 企画提案の著作権は各提案者に帰属する。

- (2) 実施委員会が本企画競争の実施に必要と認めるときは、企画案を実施委員会が利用（必要な改変を含む）することを許諾するものとする。この場合は、あらかじめ提案者に通知するものとする。
- (3) 企画提案者は、実施委員会に対し、提案者が企画提案を創作したこと及び第三者の著作権、著作者人格権及びその他特許権、商標権を含むいかなる知的財産権を侵害するものではないことを保証するものとする。
- (4) 企画提案の利用について、第三者から権利侵害の訴えその他の紛争が生じた時は、企画提案者は、自己の費用及び責任においてこれを解決するものとし、かつ、委託者に何らかの損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。

## 16 その他留意事項

- (1) 企画提案に係る一切の経費については提案者の負担とする。
- (2) 提出期限後の提出、差替え、変更、再提出及び追加を認めない。

## 17 問合せ先

担 当 札幌市経済観光局観光・MICE 推進課 杉本・澤田  
住 所 〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目 札幌市役所本庁舎 15階  
電 話 011-211-2376  
F A X 011-218-5129  
メール [kanko@city.sapporo.jp](mailto:kanko@city.sapporo.jp)

### 「評価項目及び評価基準表」

評価基準点は「5点：非常に優秀 4点：優秀 3点：普通 2点：やや劣る 1点：劣る」とし、「評価基準点×係数」により評価点を求めるものとする。参加者が1者となった場合でも、別に定める最低基準点を超えた場合に限り優先交渉団体とする。

評価項目	評価内容	係数	評価点
業務目的全体の遂行能力 (15点)	・本業務全体の目的・趣旨を理解し、目的の達成に向けた企画提案となっているか。	3	15
外国人観光客等に向けた札幌観光のPR (30点)	・道産水産物及び札幌観光の魅力が効果的に伝えられる内容となっているか。 ・観光客の誘客につながる提案内容となっているか。	6	30
PRイベントの企画・運営 (20点)	・業務の目的に即した迅速かつ円滑に進められる執行体制となっているか。	4	20
ランディングページの制作・運営 (20点)	・「ホテルで、旅館で、食べて応援！北海道」キャンペーンの市内参加宿泊施設の利用促進につながる提案となっているか。	4	20
過去の業務実績・適正な実施体制 (10点)	・過去に同様の業務に取り組んだ経験があり、業務の目的に即した迅速かつ円滑に進められる執行体制となっているか。 ・提案内容に対して積算額が妥当であるか。	2	10
SDGsへの配慮 (5点)	・本業務の実施にあたり、SDGsへの配慮が十分になされているか。	1	5
		合計	100